

最高裁判所（第二小法廷） 令和●●年（〇〇）第●●号、令和●●年（〇〇）第●●号 不動産  
差押え処分取消し並びに判決取消し請求訴訟上告及び上告受理事件

国側当事者・国

令和3年11月19日棄却・不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和3年3月10日判決、本資料・徴  
収関係判決令和3年判決分（順号2021-7））

（第一審・東京地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和2年6月30日判決、本資料・徴  
収関係判決令和2年判決分（順号2020-16））

決 定

上告人兼申立人	X
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	縣 智洋

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項  
所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、そ  
の実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する  
事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認めら  
れない。

令和3年11月19日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 草野 耕一

裁判官 菅野 博之

裁判官 三浦 守

裁判官 岡村 和美